

- 5.3.1 便器は1日1回以上、中性洗剤を使用して洗浄を行う。⁷¹(ⅢA)
- 5.3.2 便座、水洗レバー、ドアノブなどの高頻度接触部位は、1日1回以上低水準消毒薬もしくはアルコールベースの消毒薬で清拭する方が良い。⁷²(ⅢB)
- 5.3.3 腸管感染症患者は、共用のトイレを使用しない。やむを得ず共用トイレを使用する場合は、腸管感染症患者使用後に0.1%次亜塩素酸ナトリウム液などを用いて消毒する。⁷³(ⅣA)
- 5.4 尿量計、便器・尿器の管理
 - 5.4.1 不必要な尿量測定は行わない。(ⅢA)
 - 5.4.2 自動尿量測定装置(以下尿量計)を操作した後は、手洗いや手指消毒を行う。(ⅢA)
 - 5.4.3 尿量計の操作パネルを1日1回以上、低水準消毒薬もしくはアルコールベースの消毒薬で清拭する。(ⅢA)
 - 5.4.4 便器や尿器の洗浄には、ベッドパンウオツツシャー(便器洗浄機)を使用する方が良い。(ⅢB)
 - 5.4.5 便器や尿器を手で洗浄する場合は使用毎に洗剤を用いて洗浄を行い、0.1%塩化ベンザルコニウム液、0.1%塩化ベンゼトニウム液、0.05%次亜塩素酸ナトリウム液などを用いて消毒し、十分乾燥させる。⁷⁴(ⅢA)
 - 5.4.6 便器や尿器の用手洗浄を行う場合は、肘までの手袋、エプロン、フェイスシールド・マスクを着用する。(ⅢA)
 - 5.4.7 尿器は個人使用とし、共用しない方が良い。(ⅢB)
 - 5.4.8 1日1回は洗浄と消毒を行う方が良い。(ⅢB)
- 5.5 汚物処理室
 - 5.5.1 汚物処理室での作業の前後には手洗いを行う。(ⅢA)
 - 5.5.2 汚物の処理は、汚物処理室で手袋、撥水性のガウン、フェイスシールド、マスクを着用して行う。(ⅢA)
 - 5.5.3 汚物処理室は1日1回以上、清掃を行う。(ⅢA)
 - 5.5.4 血液や体液による汚染がある場合には、まずペーパータオルと洗剤で拭き取り(除染)、中水準消毒を行う。⁷⁵, ⁷⁶(ⅢA)
- 5.6 処置室
 - 5.6.1 処置室の衛生管理の責任者を決める。(ⅢA)
 - 5.6.2 処置室は、以下のように清潔区域と不潔区域を区別して使用する。(ⅢA)
 - 5.6.2.1 清潔区域:患者の処置(傷の手当て、簡単な縫合手術、投薬・注射、採血、身体計測、侵襲の高い処置)を行う場所
 - 5.6.2.2 不潔区域:処置に伴う感染性廃棄物の後始末をする場所
 - 5.6.3 1人の患者の処置毎に片付ける。(ⅢA)
 - 5.6.4 処置用ベッドをシーツで覆う場合、目に見える汚染のある場合は交換する。(ⅢA)